

令和 2 年度

業務年報

人事院 四国事務局

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に対し保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等を使命としています。

当事務局は、全国に9箇所ある地方事務局（所）の一つとして、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県を管轄区域とし、国家公務員採用試験、各機関の職員を対象とした研修、任用・給与・服務・勤務時間・休暇などに関する指導、各機関との意見交換、職員団体との会見等の業務を行っています。

この業務年報は、当事務局が令和2年度において実施した業務の概要を取りまとめたものです。人事関係業務の参考としていただければ幸いです。

当事務局業務の運営に対する皆様の御理解と御協力に感謝いたしますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年5月

人事院四国事務局長

吾 郷 光 志

目 次

四国管内の概況	1
1 試 験・任 用	
（1）採用試験の実施	2
（2）中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施	2
（3）人材確保・啓発活動	2
（4）大学懇談会	4
（5）官庁合同業務説明会	4
（6）採用候補者名簿からの採用	5
（7）他名簿からの採用	5
（8）任用状況調査	5
（9）任用に関する調査	5
（10）任用担当官会議	5
2 研 修	
（1）役職段階別研修	6
（2）テーマ別研修	6
（3）指導者養成研修	7
3 給 与	
（1）国家公務員給与等実態調査説明会	10
（2）職種別民間給与実態調査	10
（3）人事院勧告等説明会	11
（4）給与簿監査	12
（5）給与実務担当者研修会	12
4 生涯設計	
（1）生涯設計セミナー40	13
（2）生涯設計セミナー50	13
5 服 務・倫 理	
（1）服務・懲戒制度説明会	14
（2）公務員倫理制度説明会	14
6 勤 務 時 間・休 暇	
（1）勤務時間・休暇制度等説明会	15
（2）勤務時間・休暇制度等運用状況調査	15
（3）民間企業の勤務条件制度等調査	15
7 健 康 安 全・福 祉	
（1）安全対策会議	16
（2）健康安全管理担当者研修	16
（3）心の健康づくりの研修(健康管理者等)	16

(4) こころの健康相談室	16
(5) こころの健康にかかる職場復帰相談室	17
(6) 仕事と育児・介護の両立支援制度説明会	17
(7) ハラスメント相談員セミナー	17
(8) ハラスメント防止対策担当者会議	17
(9) 健康安全管理状況監査	17
8 災害補償	
(1) 災害補償制度説明会	18
(2) 災害補償実施状況監査	18
9 職員団体	
(1) 職員団体の登録	19
(2) 職員団体との会見	19
10 公平審査	
(1) 不利益処分についての審査請求	21
(2) 勤務条件に関する行政措置の要求	21
(3) 災害補償の実施に関する審査の申立て及び 福祉事業の運営に関する措置の申立て	21
(4) 給与の決定に関する審査の申立て	21
(5) 苦情の申出、相談	22
(6) 苦情相談に関する管区機関等連絡会議	22
(7) 苦情相談担当官研修	22
11 女性の採用・登用の拡大	
(1) 女性職員研修	23
(2) 女性職員登用推進セミナー	23
12 人事院総裁賞及び各方面との意見交換等	
(1) 人事院総裁賞	24
(2) 企業経営者等との意見交換	24
13 その他	
(1) 人事担当課長会議	25
(2) 各機関等からの陳情	25
(試験関係資料)	
別表1 2020年度国家公務員採用試験の実施状況	26
別表2 2020年度国家公務員採用総合職試験・ 一般職試験における試験の区分別実施結果(管内)	27
別表3 2020年度国家公務員障害者選考試験の実施状況	27
(任用関係資料)	
別表4 管内の採用候補者名簿からの採用状況 (令和3年3月31日現在)	28

別表 5	管内の一般職国家公務員（給与法職員、任期付職員） の府省別在職者数	28
別表 6	管内の一般職国家公務員（給与法職員、任期付職員） の俸給表別在職者数	28

四国管内の概況

1 四国管内指標・一般職国家公務員数

項目	管内 (対全国比)	全国
面積 ※1	18,803 Km ² (5.0%)	377,976 Km ²
人口 ※2	3,721 千人 (2.9%)	126,167 千人
一般職国家公務員 ※3	8,792 人 (3.2%)	277,188 人
給与法職員	8,698 人 (3.2%)	272,836 人
任期付職員	6 人 (0.4%)	1,469 人
任期付研究員	0 人 (0.0%)	88 人
検察官	88 人 (3.1%)	2,795 人

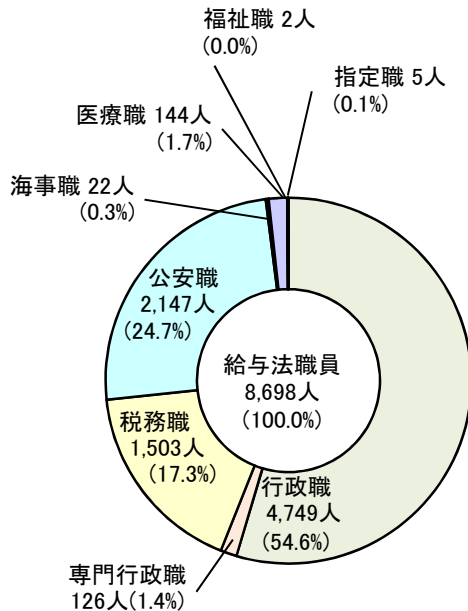
※1 国土院「全国都道府県市町村別面積調（令和3年1月1日時点）」による。

※2 総務省統計局「人口推計（令和元年10月1日現在）」による。

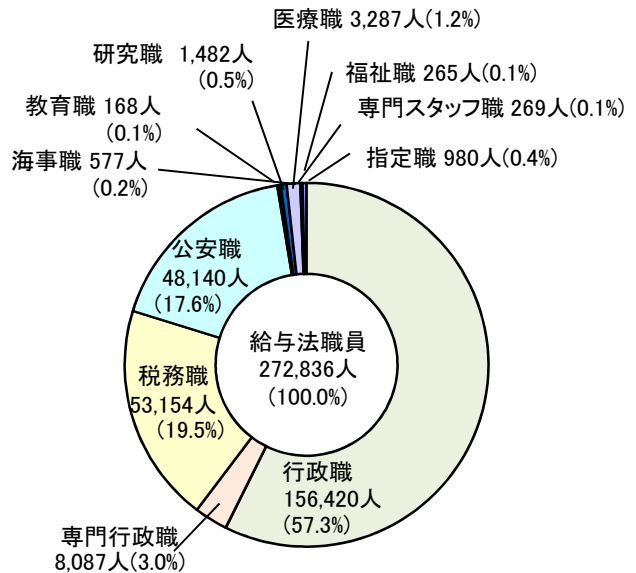
※3 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査（令和2年1月15日現在）」（行政執行法人職員を除く。）による。

2 給与法職員の職種別在職者数

【管内】



【全国】



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

1 試験・任用

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされています。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験によることを原則とし、人事管理においても、人事評価の評価結果が活用されています。

人事院では、総合職試験、一般職試験、専門職試験、経験者採用試験及び中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を実施しました。

総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）、一般職試験（大卒程度試験）及び一般職試験（高卒者試験・社会人試験（係員級））は、主として各府省の係員を採用する試験であり、専門職試験は、特定の行政分野に係る専門的知識を有する係員を採用する試験です。経験者採用試験は、民間企業等における有為な勤務経験等を有する者を係長以上の官職へ採用する試験です。中途採用者選考試験（就職氷河期世代）は、各府省の定型的な事務等をその職務とする係員を採用する試験です。

また、各府省における任用制度の適正な運用を図るための調査、必要な指導等を行いました。

(1) 採用試験の実施

人事院では、2020年度において、大学卒業程度以上の試験として総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）、一般職試験（大卒程度試験）など11種類13回、高校卒業程度の試験として一般職試験（高卒者試験）及び一般職試験（社会人試験（係員級））など10種類11回及び経験者採用試験8種類の計29種類32回の試験を実施しました。

当事務局における試験地の設定のない専門職試験を含めた各採用試験の実施状況は、**別表1**（P26）のとおりです。

また、四国管内の総合職試験、一般職試験（大卒程度試験）、一般職試験（高卒者試験）及び一般職試験（社会人試験（係員級））の試験の区分別実施結果は、**別表2**（P27）のとおりです。

(2) 中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施

人事院は「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）」における取組の1つとして、中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を11月29日に実施しました。実施結果は、**別表3**（P27）のとおりです。

(3) 人材確保・啓発活動

当事務局では、公務に多様な有為の人材を確保するため、大学、短期大学、地方自治体等に対して採用試験の概要等についての周知、広報を依頼し、また、学生等に対して採用試験や業務内容等を周知する人材確保・啓発活動を次のとおり実施しました。

① 国家公務員しごと発見ガイダンス

多種多様な国家公務員の業務を紹介することで、参加者が、進路選択における自身の興味・関心の在りかを知る「きっかけ」となることを目的として、「国家公務員しごと発見ガイダンス」を例年開催していますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

本イベントでは、例年参加機関を4グループに分け、グループごとにパネルトークを行っています。グループ分けは各参加機関の業務の特性に応じて行い、それぞれのグループの特性を表すテーマを設けることで、参加機関の特色を分かりやすく紹介しています。

② 将来の進路選択特別講演

管内の高校生に対して、大学卒業後の将来の職業選択の一助として、国家公務員の業務内容や魅力について講演し、国家公務員の仕事と役割について理解と関心を深めてもらうことを目的として、「将来の進路選択特別講演」を例年実施していますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

③ 採用試験制度説明会

以下の大学で、採用試験の制度及び概要について説明を行いました。

開催日	会場	参加者数	実施形式
2021年1月27日	鳴門教育大学	3人	対面
2月15日	高知大学	89人	オンライン
2月17日	四国学院大学	6人	対面
2月18日	香川大学	51人	対面・オンライン
2月22日	徳島大学	13人	オンライン
2月24日	四国大学	8人	対面
3月1日	徳島文理大学	8人	オンライン
3月22日	松山大学	23人	対面

④ 四国官庁OPENゼミ

就職を予定している学生等に、行政への理解を深め、国家公務員として働くことへの関心を高めてもらうことを目的に、徳島市、高松市、松山市及び高知市の官署が職場を開放し、業務説明や意見交換を行う「四国官庁OPENゼミ」を開催しました。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、対面または一部オンラインを活用して実施しました。

開催日	開催地	開催機関数	延べ参加者数
2021年3月 9日 10日	高松市	29機関	509人
3月11日	徳島市	11機関	68人
	松山市	14機関	137人
	高知市	11機関	35人



【四国官庁OPENゼミの様子】

当事務局では、これらに加え、大学等が独自に開催する業界研究セミナー等にも積極的に参加し、学生等に対するPRに努めました。

(4) 大学懇談会

人事院と大学との間で採用試験及び公務への人材確保の在り方等について定例的な意見交換の場を設けることにより、これらに関する大学側の問題意識や要望等を適切に把握し、優秀かつ多様な人材の確保に向けて施策に反映させるとともに、必要な情報提供を行うことによって大学との連携を図ることを目的として、例年管内主要大学の就職担当課長等と意見交換を行ってありますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、アンケート実施及び関係資料を送付しての書面開催としました。

(5) 官庁合同業務説明会

一般職試験（大卒程度試験）の第1次試験合格者を対象として、公務に対する理解を深め、官庁選択の参考に資するため、各官庁が個別ブースに分かれ、業務内容や採用予定について説明するとともに、参加者の質問、疑問に対応する「官庁合同業務説明会」を例年開催しておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

(6) 採用候補者名簿からの採用

一般職試験（大卒程度試験）の「行政四国地域」、一般職試験（高卒者試験）の「事務四国地域」及び「技術四国地域」、一般職試験（社会人試験（係員級））の「事務四国地域」、「技術四国地域」、税務職員採用試験の「税務四国地域」並びに刑務官採用試験の「刑務A四国地域」、「刑務B四国地域」、「刑務A（社会人）四国地域」、「刑務B（社会人）四国地域」、「刑務A（武道）四国地域」及び「刑務B（武道）四国地域」の12種類の試験については、採用試験ごとに最終合格者の氏名を得点順に記載した採用候補者名簿を当事務局が作成し管理しています。なお、2020年度の一般職試験（社会人試験（係員級））の「事務四国地域」、「技術四国地域」は採用予定がないため採用試験を実施していないことから、また、「刑務B（社会人）四国地域」は最終合格者がいないことから採用候補者名簿を作成していません。

当事務局が2020年度に作成した採用候補者名簿からの採用等の状況は、**別表4**（P28）のとおりです。

(7) 他名簿からの採用

補充しようとする官職に係る採用候補者名簿がない場合又は当該官職に係る採用候補者名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が5人に満たない場合には、人事院が定める基準に従い、他の採用候補者名簿に記載されている者の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができます。

四国管内では、2020年度において他名簿からの採用はありませんでした。

(8) 任用状況調査

一般職国家公務員の任用実態を把握するため、毎年、全機関の職員の在職状況を調査しています。

四国管内の一般職国家公務員（検察官を除く。）の在職状況は、**別表5・別表6**（P28）のとおりです。

(9) 任用に関する調査

任用関係法規の運用状況を調査し、必要に応じて指導、助言を行い、制度の適正な運用を確保するとともに、併せて、職員の任免、分限等の実態を調査し、これらに関する現行諸制度についての意見聴取することによって、今後の任用制度及び運用の改善に資することを目的として、任用に関する調査を実施しています。

当事務局では2020年度において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、四国管内の5機関に対して調査を実施しました。

(10) 任用担当官会議

2020年度の採用事務のスケジュールや手続を各機関の採用担当者に対して周知するとともに、啓発・人材確保活動についての意見交換を行う「任用担当官会議」を例年開催しておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料を送付しての書面開催としました。

2 研 修

人事院は、国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成の観点から研修を実施することとされています。人事院が実施している研修は、各府省横断的に行うことにより相互の信頼関係や国家公務員としての一体感を培う点を特徴としています。

当事務局では、四国管内の各機関の職員を対象とした地方機関職員研修として、役職段階別研修、幹部行政官セミナー、テーマ別研修、指導者養成研修を実施しています。

令和2年度、当事務局は(1)～(3)の3表に示した11種類の研修を実施し受講者数は計340人となっています。

なお、新採用職員研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しましたが、他の研修については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、一部オンラインを活用して実施しました。

(1) 役職段階別研修

役職段階ごとに必要な知識、技能等を付与し、それぞれに求められる能力、識見等を向上させ、国民全体の奉仕者としての意識の徹底を図るとともに、研修員相互の理解と信頼を深めることを目的として、次の研修を実施しました。

研修名 (対象)	実施時期 (研修日数)	受講者数	内容
第46回四国地区 係長研修	10月6日～7日 (2日)	34人	・職場で抱える課題の共有 ・コミュニケーション向上のためのアンガーマネジメント ・部下指導力向上
第34回四国地区 管理監督者研修 (課長又は課長補佐)	11月19日～20日 (1.5日)	36人 うち地方公務員3人 民間企業社員7人	・これからの管理者に求められるマネジメントスキル ～働き方を考える、キャリアプランとライフプラン～ ～リーダーとリーダーシップ、セルフコントロール～ ～部下育成・指導力、組織マネジメント～
第48回四国地区 中堅係員研修	12月9日～11日 (3日)	36人	・メンタルヘルス ～イキイキと働くために～ ・ロジカルプレゼンテーション ・タイムマネジメント ・公務員倫理

(2) テーマ別研修

特定のテーマごとに、次の研修を実施しました。

研修名	実施時期 (研修日数)	受講者数	内容
令和2年度四国地区 評価・育成能力向上研修 《ロールプレイ編》	8月28日 (1日)	42人	・目標設定 ・期首面談 ・期中における留意点 ・評価 ・期末面談

研修名	実施時期 (研修日数)	受講者数	内容
令和2年度四国地区 評価・育成能力向上研修 《ロールプレイ編》	8月28日 (1日)	42人	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定 ・期首面談 ・期中における留意点 ・評価 ・期末面談
令和2年度四国地区 女性職員研修	9月17日～18日 (2日)	25人 うち地方公務員4人	<ul style="list-style-type: none"> ・先輩女性職員の体験談 ・ワークライフバランス ～キャリアの棚卸しとこれからの働き方～ ・コーチング ～後輩・部下の成長をサポートする対話術～ ・怒りの感情と上手につきあうアンガーマネジメント
第5回四国地区 マネジメント研修	10月30日 (1日)	30人	<ul style="list-style-type: none"> ・研修のねらいアイスブレイク ・第一線のリーダーの任務 ・ビジョンと目標設定をマネジメントに活かす ・計画と実施、仕事の改善を考える ・マネジメントに関する事例研究 ・リーダーシップの働き ・メンバーのモチベーションを高める ・全体総括
令和2年度四国地区 女性職員登用推進セミナー	11月19日 (0.5日)	36人 うち地方公務員8人 民間企業社員7人	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の登用拡大に向けての課題と改善策
令和2年度四国地区 幹部・管理職員ハラスメント 防止研修	3年2月10日 (0.5日)	30人	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明 ・もう一度考えよう！ 職場からハラスメントをなくすために必要なこと
令和2年度四国地区 メンター養成研修	3年3月2日 (0.5日)	19人	<ul style="list-style-type: none"> ・メンター・メンタリング ・コミュニケーション・スキル ・ロールプレイ

(3) 指導者養成研修

各機関において適正・効果的な研修が実施されるよう支援するため、各機関の研修指導者及び指導予定者を対象に、指導者として必要な技法等を習得させることを目的として実施しました。

研修名	実施時期 (研修日数)	受講者数	内容
令和2年度四国地区 ハラスメント防止研修 指導者養成コース	10月21日 (1日)	41人	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止の必要性 ・セクシュアル・ハラスメント ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント ・パワー・ハラスメント ・ハラスメントが起きたとき
第47回四国地区 JST基本コース (仕事と人のマネジメント研 修)指導者養成課程	3年1月26日～29日 (4日)	11人	<ul style="list-style-type: none"> ・第一線のリーダーの役割 ・リーダーのマネジメント ・リーダーシップ ・コミュニケーション ・職場における実践

【研修風景】

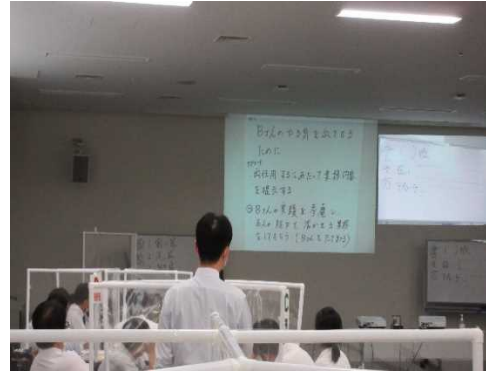
○係長研修

【コミュニケーション力向上のためのアンガーマネジメント】



○管理監督者研修

【これからの管理者に求められるマネジメントスキル】



○中堅係員研修

【ロジカルプレゼンテーション】



○評価・育成能力向上研修

【期末面談】



○女性職員研修

【コーチング】



○マネジメント研修

【アイスブレイク】



○女性職員登用推進セミナー

【女性職員の登用拡大に向けての課題と改善策】



○幹部・管理職員ハラスメント防止研修

【もう一度考えよう！職場からハラスメントをなくすために必要なこと】



○メンター養成研修

【コミュニケーション・スキルの実習】



○ハラスメント防止研修指導者養成コース

【セクシュアル・ハラスメント事例研究】



○JST基本コース指導者養成課程

【実習「リーダーシップの働き」】



3 給 与

国家公務員の給与は、国家公務員法上、法律に基づき定めることとされ、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更することができます。その変更に関しては、人事院は勧告を怠ってはならないとされています。

このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っています。

この勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものです。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、所要の規則の制定、給与の支払いの監理等を行っています。

当事務局では、勧告の基礎資料となる「職種別民間給与実態調査」を実施するとともに、給与制度の周知徹底と適正な運用を確保するための各種説明会及び研修会の開催並びに給与簿監査の実施、さらには制度照会回答等の日常業務を通じて各機関における給与実務の指導を行っています。

(1) 国家公務員給与等実態調査説明会

人事院では、民間給与と国家公務員給与との精密な比較を行うための基礎資料を得ることを目的として、「国家公務員給与等実態調査」を実施しています。

例年、この調査を円滑に実施するため、各機関の担当者を対象として対面形式により説明会を開催していますが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともにオンラインを活用して実施しました。

開催日	会場	参加者
令和3年1月21日	高松サポート合同庁舎	18機関 20人

(2) 職種別民間給与実態調査

人事院では、国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との精確な比較を行うための基礎資料を得ることを目的として、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の民間の事業所について、「職種別民間給与実態調査」を全国都道府県人事委員会等と共同して実施しています。

令和2年における全国の調査対象事業所数は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した約12,000事業所を対象に、そのうち当事務局では、15事業所を担当し調査を実施しました。

令和2年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日までの期間で先行して実施し、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施しました。

(3) 人事院勧告等説明会

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施したことに伴い、先行して調査を実施した特別給等（ボーナス）については、10月7日に一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を、また、月例給については、10月28日に一般職の職員の給与に関する報告を、それぞれ国会と内閣に対して行いました。

この勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（改正給与法）は、第203回臨時国会において11月27日に成立し、11月30日に令和2年法律第65号として公布されました。

給与勧告のポイント（10月7日勧告・報告）

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

報告のポイント（10月28日報告）

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

当事務局では、この勧告及び報告の趣旨、内容の周知を図るため、例年、各機関及び職員団体を対象として説明会を開催していましたが、本年は職員団体を対象とした説明会は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともにオンラインを活用して実施し、各機関に対しては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料を送付しての書面開催としました。

なお、例年、改正給与法、人事院規則、通達等の改正内容の周知及び適正な運用を図るため、各機関の担当者を対象として給与法改正に伴う人事院規則改正説明会を開催していますが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

説明会名	開催日	会場	参加者
人事院勧告説明会	10月9日	高松サンポート合同庁舎	国の機関等 ー
			職員団体 9団体11人

(4) 給与簿監査

人事院は、国家公務員法第69条に基づき、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行う給与簿監査を実施しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、四国管内の35機関に対して給与簿監査を実施しました、

監査結果、俸給決定、諸手当の認定、給与の支給において、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたため、その是正の指示及びその他必要な指導を行いました。

(5) 給与実務担当者研修会

給与事務の適正な運用を確保するため、例年各機関の担当者に対して、俸給決定、諸手当の認定及び給与の支給事務についての研修会を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料等を送付しての書面開催として、質疑を受け付ける方式により実施しました。

4 生涯設計

人事院では、本格的な高齢社会の進展に対応し、再任用制度の円滑な実施や、職員の退職後の生涯設計に必要な情報の提供等の施策を進めています。

令和2年度、当事務局では、施策の一環として、生涯設計セミナー40については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で開催しました。

(1) 生涯設計セミナー40

職業生活及び人生の折返し点となる40歳台半ばの職員に対し、職員が早い時期に自らの将来の目標を明確にした生涯設計（ライフプラン）を考える機会を提供し、職業キャリア、家庭経済及び健康管理に関する知識や情報を付与することにより、今後の職業生活及び個人生活の両面において疑問や不安の解消を図り、やりがいを持って職務に精励できる環境を整備することを目的として、管内各機関の職員を対象に「生涯設計セミナー40」を開催しました。

開催日	会場	参加者
12月3日	高松サンポート合同庁舎	10機関 10人

(2) 生涯設計セミナー50

定年を控えた職員に対し、定年後の生活設計の必要性、再任用制度や公的年金制度などの知識や情報を付与するとともに、生涯設計を考える機会を提供することにより、定年後の生活への疑問や不安の解消を図り、職務に専念させることを目的として、管内各機関の職員を対象に「生涯設計セミナー50」を例年開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

5 服務・倫理

職員は、国家公務員法第96条第1項の規定により、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この趣旨を具体的に実現するため、職員には、職務上知り得た秘密を守る義務、信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの服務上の制約が課せられるとともに、これら服務義務に違反が生じた場合の対応として懲戒制度が設けられています。

また、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るため、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程において、倫理保持のためのルールが定められています。

当事務局では、服務、倫理制度の適正な運用等を図るため、例年、四国管内の各機関の担当者に対する説明会を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料等を送付しての書面開催としました。

(1) 服務・懲戒制度説明会

服務・懲戒制度の趣旨の徹底とその適正な運用等を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料等を送付しての書面開催としました。

(2) 公務員倫理制度説明会

公務員倫理制度の趣旨の徹底とその適正な運用等を図るため、各機関の担当者を対象として説明会を開催していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料等を送付しての書面開催としました。

6 勤務時間・休暇

職員の勤務時間、休暇等は、給与と同様に職員の基本的な勤務条件であり、国家公務員法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、法律、人事院規則等で具体的な内容が定められています。

当事務局では、勤務時間及び休暇制度の適正な運用等を図るため、各機関の担当者に対する説明会を開催するとともに、運用状況の調査、日常の制度照会等を通じて実務の指導を行っています。

(1) 勤務時間・休暇制度等説明会

勤務時間・休暇制度の適正な運用等を図るため、例年、各機関の担当者を対象に説明会を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、開催を中止しました。

(2) 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

職員の勤務の実態を把握し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度に係る施策の検討に資するため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、四国管内の4機関に対して、制度の運用等についての調査を実施しました。

調査の結果、勤務時間の割振り、休暇の承認等において一部不適正な取扱いが認められたため、是正の指導等を行いました。

(3) 民間企業の勤務条件制度等調査

人事院では、国家公務員の勤務条件等を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を実施しています。

調査は、全国の企業規模50人以上の民間企業のうち、無作為に抽出した約7,500社を対象とし、令和2年度は調査期間を後ろ倒しして11月1日（日）から12月15日（火）までの期間で、職員の訪問等により行う職員調査、又は調査票を郵送して行う郵送調査により実施しました。また、訪問する職員は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、実施しました。なお、令和2年度の四国管内の調査対象企業については、全て郵送調査により実施しました。

7 健康安全・福祉

人事院は、職員の福祉の保持増進・能率の発揮等の観点から、職員の健康安全管理、こころの健康づくり、職場の安全確保、仕事と育児等の両立支援、ハラスメントの防止等について様々な施策を推進しています。

当事務局では、これらの制度、施策の理解を深め、適正な運用等を図るため、各機関の安全管理者や健康管理者等を対象にした会議や研修会等を開催するとともに、監査、日常の制度照会等を通じて指導や助言を行っています。

(1) 安全対策会議

安全意識の高揚及び安全活動の定着を図り、災害防止に資することを目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関の安全管理者等を対象に会議を開催しました。

開催日	会場	参加者
10月20日	高松サンポート合同庁舎	27機関 27人

(2) 健康安全管理担当者研修会

安全意識の高揚、安全管理活動の定着、健康安全管理に関する基礎的知識の付与及び関係法令の周知徹底を図り、職員の健康保持及び職場の災害防止に資することを目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関の安全管理者等を対象に研修会を開催しました。

開催日	会場	参加者
10月20日	高松サンポート合同庁舎	32機関 32人※

※安全管理制度28人、健康管理制度29人

(3) 心の健康づくりの研修（健康管理者等）

人事院が発出している「職員の心の健康づくりのための指針」の内容、職員の心の健康にかかる現状、指針に基づく施策等について十分な理解を図り、各機関における心の健康づくり施策の促進に資することを目的として、例年、各機関の健康管理者等を対象に「心の健康づくりの研修」を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料を送付しての書面開催としました。

(4) こころの健康相談室

心の健康に不調をきたす職員やその家族、職場の管理者等からの相談に応ずるため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、専門医による「こころの健康相談室」を毎月2回高松市において開設し、17件の相談がありました。

(5) こころの健康にかかる職場復帰相談室

心の健康の問題による長期病休者の職場復帰、再発予防等に関し、専門的立場から助言、指導を得ることができるよう、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、専門医による「こころの健康にかかる職場復帰相談室」を毎月2回高松市において開設し、47件の相談がありました。

(6) 仕事と育児・介護の両立支援制度説明会

仕事と育児・介護の両立を支援する各制度の適正な運用等を図るため、例年、各機関の担当者を対象として説明会を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、中止しました。

(7) ハラスメント相談員セミナー

ハラスメントの相談に適切に対応するための基礎知識の付与及び技能の向上を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関のセクシュアル・ハラスメント相談員等を対象にセミナーを開催しました。

開催日	会場	参加者
11月27日	高松サポート合同庁舎	30機関 30人

(8) ハラスメント防止対策担当者会議

ハラスメントの防止、被害者救済等に関する認識を深め、ハラスメント防止の施策の充実を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関のセクシュアル・ハラスメント防止対策担当者等を対象に会議を開催しました。

開催日	会場	参加者
11月27日	高松サポート合同庁舎	31機関 31人

(9) 健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、有害業務、危険設備の多い機関を中心に、四国管内の5機関に対して健康安全管理状況についての監査を実施しました。

監査の結果、勤務環境の整備、健康診断の実施、設備の安全管理等において一部不適正な取扱いが認められたため、是正の指示その他必要な指導を行いました。

8 災害補償

職員が公務上の災害（公務災害）又は通勤による災害（通勤災害）を受けた場合には、国家公務員災害補償制度により、その災害によって生じた損害の補填（補償）並びに職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）が行われます。

当事務局では、迅速かつ公正な災害補償の実施を図るため、監査、日常の制度照会等を通じて指導や助言を行っています。

(1) 災害補償制度説明会

災害補償制度の適正な運用等を図るため、隔年で各機関の担当者を対象に説明会を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、関係資料を送付しての書面開催としました。

(2) 災害補償実施状況監査

各実施機関における迅速かつ公正な補償の実施と適正な福祉事業の実施の確保を図ることを目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、四国管内の2機関に対して災害補償の実施状況について監査を実施しました。

9 職員団体

一般職の国家公務員のうち警察職員等を除く職員には、国家公務員法により職員団体を結成することが認められています。

当事務局では、職員団体の登録事務や職員団体制度説明会を行うとともに、職員団体との会見を行っています。

(1) 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国家公務員法に定める要件を満たしている民主的かつ自主的団体であることを人事院が公証するもので、これによって交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係が確立されることを期待しているものです。

四国管内の令和3年3月31日現在の登録状況は、次表のとおりです。

なお、登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることによって法人となることができます。四国管内の登録のうち、法人である登録職員団体は5団体です。

省名	項目	登録職員団体数		
	連合体	単一体	下部組織	計
法務省			2	2
財務省	1	1	31	33
厚生労働省	1		4	5
農林水産省			13	13
国土交通省			24	24
その他			1	1
計	2	1	75	78

(2) 職員団体との会見

職員団体から勤務条件等に関する意見、要望などを聴く会見を新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、9回行いました。

会見の主な内容は、人事院勧告、処遇、昇格、級別定数の改善でした。

会見年月日	団体(略称)	主な議題
2. 8. 18	国公関連労働組合連合会中国四国地区協議会 非現業全国林野関連労働組合四国地方本部	人事院勧告期要求
2. 8. 19	日本国家公務員労働組合連合会四国ブロック国公	
2. 10. 23	四国国税労働組合	級別定数の改定要求 処遇改善要求
2. 10. 26	全法務省労働組合四国地方本部	
2. 10. 28	日本国家公務員労働組合連合会四国ブロック国公	
2. 11. 5	国公関連労働組合連合会中国四国地区協議会	
2. 11. 18	非現業全国林野関連労働組合四国地方本部	
3. 3. 3	日本国家公務員労働組合連合会四国ブロック国公	春闘統一要求
3. 3. 4	国公関連労働組合連合会中国四国地区協議会 非現業全国林野関連労働組合四国地方本部	

(要望書の提出)

提出年月日	団体(略称)	主な議題
2. 7. 7	四国国税労働組合	人事院勧告期要求
2. 10. 23	全労働省労働組合四国地方協議会	級別定数の改定要求 処遇改善要求

10 公平審査

公平審査は、職員の利益を保護すること等によって、公務の公正・能率的な運営を確保することを目的とした制度であり、職員が懲戒処分等を受けたことに不服がある場合、勤務条件に関して適当な行政上の措置を求める場合、公務災害の認定や給与の決定等に不服がある場合等に、それぞれ所定の手続に従って審査が行われることになっています。

当事務局では、これらの申立てや要求についての受付事務等のほか、勤務条件や勤務環境等に関する相談、一般的な苦情等について、内容に応じて必要な助言、あっせん等を行っています。

(1) 不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度は、懲戒処分又はその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事院は、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会の調査の結果に基づいて、処分の承認、修正、又は取消しの判定を行います。

令和2年度における四国管内に係る事案として、新たに受け付けた1件で、判定は翌年度に繰り越しました。

(2) 勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を行うよう要求があった場合に、人事院が必要な調査等をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

令和2年度において四国管内に係る事案はありませんでした。

(3) 災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度は、公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者等から、また、福祉事業の措置申立制度は、福祉事業の運営に関して不服のある者から、それぞれ審査の申立て又は措置の申立てがあった場合に、人事院が、事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で、申立ての容認又は棄却の判定を行うものです。

令和2年度における四国管内に係る事案として、新たに受け付けた1件と前年度から繰り越した2件の計3件で、その処理状況は、申立てを却下したものが1件、判定を翌年度に繰り越したものが2件でした。

(4) 給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度は、給与の決定について苦情のある職員から審査の申立てがあった場合、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものです。

令和2年度における四国管内に係る事案として、前年度から繰り越した2件で、その

処理状況は、棄却の決定を行ったものが2件でした。

(5) 苦情の申出、相談

職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情や悩みの相談が人事院にあった場合、制度の説明や助言を行うほか、必要に応じて所属機関に相談内容を伝達し調査等の対応を求め、関係当事者に対しあつせん等を行うなどして、適切な解決を図っています。

令和2年度に当事務局へ寄せられた苦情の相談件数は23件で、相談内容は、パワー・ハラスメント、その他のいじめ・嫌がらせ、非常勤職員の任用関係等でした。

(6) 苦情相談に関する管区機関等連絡会議

職員からの苦情相談に関する情報の提供及び意見交換を行い、苦情相談体制の充実を図ることを目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関の苦情相談担当課長を対象に連絡会議を開催しました。

開催日	会場	参加者
11月27日	高松サポート合同庁舎	31機関 31人

(7) 苦情相談担当官研修

職場における苦情相談に適切に対処するための基礎知識及び技能の向上を目的として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、各機関の苦情相談担当官及び今後相談業務を担当することが予想される職員を対象に研修会を開催しました。

開催日	会場	参加者
11月27日	高松サポート合同庁舎	30機関 30人

1 1 女性の採用・登用の拡大

人事院としては、公務における女性の活躍推進を人事行政における重要な課題の一つと認識しており、各府省と連携して、積極的に女性職員の採用・登用の拡大を進めています。

当事務局では、女性職員を対象とした研修や女性職員の登用推進に関するセミナーを実施しました。その内容は次のとおりです。

(1) 女性職員研修

採用後7～15年の女性職員（係長又は上級係員クラス）を対象に、研修員相互の啓発により、業務遂行能力の伸長を図るとともに、人的ネットワークの形成を促進する研修を令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、高知市において開催しました。（P7、P8 参照）

(2) 女性職員登用推進セミナー

管区機関等の課長級職員等を対象に、職場単位で女性職員の登用を阻害する要因を見直し、女性登用のための環境を整備するため、各職場の人事管理・職員の育成の責任を有する管理監督者の意識啓発を図るセミナーを令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、高松市において開催しました。（P7、P9 参照）

1 2 人事院総裁賞及び各方面との意見交換等

(1) 人事院総裁賞

人事院では、多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員（一般職の国家公務員）又は職域に「人事院総裁賞」を授与しています。

令和2年度（第33回）は四国管内の受賞者はありませんでした。

（参考）令和2年度の受賞者

【個人部門：1名】

○海上保安庁 第十一管区海上保安本部那覇航空基地機動救難士 上治 悟 氏

【職域部門：4グループ】

○公正取引委員会事務総局 取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室

○法務省 福岡保護観察所北九州支部北九州自立更生促進センター

○農林水産省 消費・安全局口蹄疫ウイルスに対する抗原検出キット実用化チーム

○国土交通省 国土地理院基本図情報部くにかぜ撮影チーム

(2) 企業経営者等との意見交換

今後の人事行政施策の検討の参考に資するとともに、公務及び公務員制度について理解を深めてもらうことを目的として、事務局長が企業経営者、報道機関の論説委員等を個別に訪問し、意見交換を行いました。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、規模を縮小して実施しました。

香川県		愛媛県	
訪問日	訪問先	訪問日	訪問先
7月7日	報道機関1社	6月29日 6月30日	企業2社

13 その他

(1) 人事担当課長会議

令和2年度における当事務局の業務計画等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、会議の開催を中止とし、各機関の人事担当課長に対して関係資料を提供しての書面開催としました。

(2) 各機関等からの陳情

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で、管内の8機関等から給与、休暇制度等の勤務条件の改善についての意見、要望等を聴取するとともに、意見交換を行いました。

別表1 2020年度国家公務員採用試験の実施状況

試験程度	採用試験の種類	第1次試験地(管内)	申込者数(人)	第1次試験合格者数(人)	最終合格者数(人)		
院 卒 者 ・ 大 学 卒 業 程 度	総合職試験	院卒者試験	18 (3) 1,765 (512)	9 (1) 856 (242)	4 (0) 501 (152)		
		院卒者試験(法務区分)	(設定無し) 24 (3)	- 18 (2)	- 17 (2)		
		大卒程度試験	577 (250) 14,965 (5,861)	37 (11) 2,310 (657)	15 (3) 1,216 (359)		
		大卒程度試験(教養区分)	(設定無し) 3,172 (1,203)	- 300 (57)	- 163 (39)		
	一般職試験	※ 大卒程度試験	高松市・松山市	1,207 (508) 28,521 (11,035)	531 (219) 9,917 (3,431)	298 (130) 6,031 (2,209)	
	専 門 職 試 験	○ 皇宮護衛官(大卒程度試験)	(設定無し)	- 1,027 (243)	- 173 (48)	- 49 (10)	
		○ 法務省専門職員(人間科学)	高松市	43 (24) 2,249 (872)	24 (11) 1,114 (426)	17 (7) 586 (249)	
		○ 財務専門官	高松市・松山市	109 (44) 2,796 (1,049)	35 (16) 911 (314)	14 (7) 560 (203)	
		○ 国税専門官		558 (250) 14,131 (5,532)	250 (111) 7,189 (2,777)	114 (50) 3,903 (1,539)	
		○ 食品衛生監視員	(設定無し)	- 351 (219)	- 127 (77)	- 77 (49)	
		○ 労働基準監督官	高松市・松山市	277 (113) 3,446 (1,238)	128 (49) 1,426 (501)	38 (16) 476 (158)	
		○ 航空管制官	松山市	10 (4) 767 (324)	2 (1) 88 (29)	0 (0) 41 (15)	
		○ 海上保安官	(設定無し)	- 891 (110)	- 105 (15)	- 52 (8)	
		計			2,799 (1,196) 74,105 (28,201)	1,016 (419) 24,534 (8,576)	500 (213) 13,672 (4,992)
		高 校 卒 業 程 度	一般職試験	※ 高卒者試験	徳島市・高松市 松山市・高知市	370 (141) 13,824 (4,633)	96 (30) 4,012 (1,246)
			※ 社会人試験(係員級)	高松市	6 (1) 293 (54)	0 (7) 46 (7)	- (5) 24 (5)
	専 門 職 試 験		○ 皇宮護衛官(高卒程度試験)	(設定無し)	- 419 (135)	- 118 (26)	- 21 (4)
			○ 刑務官	徳島市・高松市 東温市・高知市	172 (26) 5,235 (1,246)	110 (11) 2,076 (637)	58 (8) 1,069 (328)
			○ 入国警備官	高松市	45 (10) 2,985 (744)	9 (2) 604 (152)	5 (1) 400 (105)
○ 税務職員			徳島市・高松市 松山市・高知市	247 (81) 7,210 (2,154)	159 (55) 2,914 (916)	92 (36) 1,672 (659)	
○ 航空保安大学校学生			高松市	19 (5) 532 (214)	11 (2) 211 (71)	7 (2) 121 (47)	
○ 気象大学校学生				8 (2) 299 (80)	0 (9) 60 (9)	- (8) 42 (8)	
○ 海上保安大学校学生			高松市 松山市 高知市	19 (6) 440 (108)	7 (2) 122 (34)	6 (2) 79 (26)	
○ 海上保安学校学生				120 (20) 3,983 (634)	34 (7) 1,146 (159)	20 (5) 695 (118)	
○ 海上保安学校学生(特別)				136 (35) 4,958 (1,179)	27 (6) 2,266 (608)	9 (1) 967 (233)	
計				1,142 (327) 40,178 (11,181)	453 (115) 13,575 (3,865)	268 (76) 8,165 (2,535)	
○ 経験者採用試験			(設定無し)	- 2,663 (685)	- 647 (144)	- 268 (70)	
			合計	3,941 (1,523) 116,946 (40,067)	1,469 (534) 38,756 (12,585)	768 (289) 22,105 (7,597)	

(注)① 「採用試験の種類」の欄○印は、実施事務の全部又は一部を他機関に委託して行ったことを示す。

② " ※印は、特定の試験の区分について実施事務の一部を他機関に委託して行ったことを示す。

③ 申込者数、第1次試験合格者数及び最終合格者数の各欄の上段は管内、下段は全国を示す。

④ 一般職試験(大卒程度、高卒者、社会人(係員級))、税務職員及び刑務官の管内数は、地域別の区分においては四国地域の数を示す。

⑤ ()内は、女性を内数で示す。

別表2 2020年度国家公務員採用総合職試験・一般職試験における試験の区分別実施結果(管内)

総合職試験(院卒者試験)

(単位:人)

試験の区分 項目	行政	人間科学	工学	数理学 ・ 物理 ・ 地球科学	化学 ・ 生物 ・ 薬学	農業科学 ・ 水産	農業農村 工学	森林 ・ 自然環境	計
申込者数	3 (1)	1 (0)	5 (1)	1 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	2 (1)	18 (3)
第1次試験 合格者数	2 (1)	1	3 (0)	0	0	3	-	0	9 (1)
最終合格者数	1 (0)	0	1	-	-	2	-	-	4 (0)

(注) ()内は、女性の内数を示す。

総合職試験(大卒程度試験)

(単位:人)

試験の区分 項目	政治 ・ 国際	法律	経済	人間科学	工学	数理学 ・ 物理 ・ 地球科学	化学 ・ 生物 ・ 薬学	農業科学 ・ 水産	農業農村 工学	森林 ・ 自然環境	計
申込者数	30 (11)	398 (187)	47 (19)	9 (6)	47 (10)	4 (1)	16 (6)	15 (6)	8 (3)	3 (1)	577 (250)
第1次試験 合格者数	3 (2)	20 (7)	4 (1)	1 (0)	5 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	37 (11)
最終合格者数	1 (0)	8 (2)	3 (1)	0	1 (0)	0	-	1	1	-	15 (3)

(注) ()内は、女性の内数を示す。

一般職試験(大卒程度試験)

(単位:人)

試験の区分 項目	行政 (四国地域)	電気・ 電子・ 情報	機械	土木	建築	物理	化学	農学	農業農村 工学	林学	計
申込者数	1,020 (465)	15 (0)	9 (1)	77 (14)	3 (1)	7 (0)	17 (6)	42 (14)	9 (3)	8 (4)	1,207 (508)
第1次試験 合格者数	430 (199)	4	6 (0)	53 (10)	0 (0)	6	7 (3)	16 (4)	5 (1)	4 (2)	531 (219)
最終合格者数	248 (120)	3	5	27 (6)	-	3	2 (1)	8 (2)	1 (0)	1 (1)	298 (130)

(注)①「行政」以外の区分は全国試験として実施した。

②()内は、女性の内数を示す。

一般職試験(高卒者試験)

(単位:人)

試験の区分 項目	事務 (四国地域)	技術 (四国地域)	農業土木	林業	計
申込者数	301 (129)	52 (10)	8 (2)	9 (0)	370 (141)
第1次試験 合格者数	54 (25)	30 (3)	7 (2)	5	96 (30)
最終合格者数	34 (17)	25 (2)	7 (2)	5	71 (21)

(注)①農業区分は休止した。

②農業土木及び林業区分は全国試験として実施した。

③()内は、女性の内数を示す。

一般職試験(社会人試験(係員級)) (単位:人)

試験の区分 項目	農業土木	計
申込者数	6 (1)	6 (1)
第1次試験 合格者数	0 (0)	0 (0)
最終合格者数	-	-

(注)①事務、技術、農業及び林業区分は休止した。

②農業土木区分は全国試験として実施した。

③()内は、女性の内数を示す。

別表3 2020年度国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)の実施状況 (単位:人)

選考試験の種類	第1次選考試験地 (管内)	申込者数	第1次選考通過者数	合格者数
中途採用者選考試験(就職氷河期世代)	高松市	175	30	6
		10,943	1,009	199

(注) 申込者数、第1次選考通過者数及び合格者数の各欄の上段は四国区分、下段は全国を示す。

別表4 管内の採用候補者名簿からの採用状況(令和3年3月31日現在)

(単位:人)

程度	採用候補者名簿	項目	名簿記載数	採用・内定者数	辞退・無応答者数	採用候補者数	延期者数
大卒程度試験	平成30年度 一般職(大卒程度) 行政四国地域		269 (113)	102 (38)	164 (74)	1 (0)	2 (1)
	2019年度 一般職(大卒程度) 行政四国地域		231 (119)	87 (44)	142 (75)	2 (0)	0 (0)
	2020年度 一般職(大卒程度) 行政四国地域		248 (120)	131 (62)	73 (33)	37 (22)	7 (3)
高卒程度試験	2020年度 一般職(高卒者) 事務四国地域		34 (17)	16 (8)	17 (9)	1 (0)	
	2020年度 一般職(高卒者) 技術四国地域		25 (2)	11 (0)	14 (2)	0 (0)	
	計		59 (19)	27 (8)	31 (11)	1 (0)	
	2020年度 税務職員 四国地域		92 (36)	43 (17)	45 (18)	4 (1)	
	2020年度 刑務官 刑務A 四国地域		37	19	14	4	
	2020年度 刑務官 刑務B 四国地域		6	4	2	0	
	2020年度 刑務官 刑務A(社会人) 四国地域		5	4	1	0	
	2020年度 刑務官 刑務A(武道) 四国地域		8	8	0	0	
	2020年度 刑務官 刑務B(武道) 四国地域		2	0	1	1	
	計		58	35	18	5	

(注) ()内は、女性を内数で示す。

別表5 管内の一般職国家公務員(給与法職員、任期付職員)の府省別在職者数

令和2年1月15日現在(令和元年度任用状況調査) (単位:人)

府省	人事院	公正取引委員会	国家公安委員会	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	財務省	国税庁	厚生労働省	農林水産省	林野庁	経済産業省	特許庁	国土交通省	気象庁	海上保安庁	環境省	合計
	16 (5)	14 (0)	314 (29)	129 (21)	1,978 (353)	67 (13)	43 (4)	297 (63)	1,535 (357)	1,160 (351)	356 (43)	303 (38)	140 (35)	1 (0)	1,630 (188)	147 (6)	559 (26)	15 (3)	8,704 (1,535)

(注) ()内は、女性を内数で示す。

別表6 管内の一般職国家公務員(給与法職員、任期付職員)の俸給表別在職者数

令和2年1月15日現在(令和元年度任用状況調査) (単位:人)

俸給表	行政職(一)	行政職(二)	専門行政職	税務職	公安職(一)	公安職(二)	海事職(一)	海事職(二)	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	専門スタッフ職	指定職	任期付研究員	任期付職員	合計
	4,646 (842)	103 (28)	126 (16)	1,503 (347)	993 (64)	1,154 (160)	0 (0)	22 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (6)	23 (7)	94 (62)	2 (2)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	6 (1)	8,704 (1,535)

(注) ()内は、女性を内数で示す。

人 事 院 四 国 事 務 局

所在地 〒760-0019

高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎南館2階

電 話 総務課 (087)880-7440

第一課 (087)880-7441

第二課 (087)880-7442

F A X (087)880-7443

ホ-ムペ-ジ <https://www.jinji.go.jp/shikoku/>